

リンク先 憲法改正試案から

<憲法改正試案>

憲法改正を行う場合には、憲法第41条と憲法第59条の一部改正、及び国民発議及び国民投票の条文の追加が必要と考えられる。条文の追加については、第16条の2及び第16条の3を追加する方法が一案として考えられる。

第41条<一部改正>

国会は、国民主権を実現するための国権の最高機関であつて、この憲法に特別の定のある場合を除いては、国の唯一の立法機関である。

第59条<一部改正>

法律案は、この憲法に特別の定のある場合を除いては、両議院で可決したとき法律となる。

2 衆議院で可決し、参議院でこれと異なつた議決をした法律案は、衆議院で出席議員の三分の二以上の多数で再び可決したときは、法律となる。

3 前項の規定は、法律の定めるところにより、衆議院が、両議院の協議会を開くことを求めることを妨げない。

4 参議院が、衆議院の可決した法律案を受け取つた後、国会休会中の期間を除いて六十日以内に、議決しないときは、衆議院は、参議院がその法律案を否決したものとみなすことができる。

5 両議院は、特に必要があると認めるときには、総議員の過半数の賛成をもって、立法に際して、両議院の議決に代えて、その法案を本憲法に定める国民投票に付することができる。

6 両議院は、総議員の三分の一の要求がある場合には、その議決に先立って、当該議案に対する国民の意思を確認する。

第5項が法的拘束力のある国民投票、第6項が諮問的国民投票や国民意思調査等の規定となる。法的拘束力ある国民投票を導入した後に、諮問的国民投票をあえて残すか、あるいは国民意思調査の形にしてしまうかは、今後議論が必要。総議員の過半数の賛成がある場合には、国会自体も国民投票を選択できる。

第16条の2<新設>

すべて国民は、法律で定める一定数の連署等をもって、その代表者から、国会又は内閣に対し、前条に定める請願の対象となる行為の請求をすることができる。法律の制定、廃止又は改正の請求については、法律で定める相当数の連署等をもって、その議案を、両議院による審議の後に、次条に定める国民投票に付すよう請求することができる。

2 前項の請求があつたときは、その請求を受けた国家機関の長は、直ちに請求の要旨を公表しなければならない。

3 両議院は、第1項の請求を受理した場合には、受理日から20日以内に議会を招集し、これを議会に付議し、その結果を第1項の代表者に通知するとともに、これを公表しなければならない。

4 両議院は、前項の規定により付議された事案の審議を行うに当たっては、法律の定めるところにより、第1項の代表者に意見を述べる機会を与えなければならない。

5 内閣は、第1項の請求を受理した場合には、受理日から60日以内に、この請求に対する対応を決し、これを国会に報告し公表しなければならない。

地方自治法第74条に相当する規定を国の立法レベルで憲法に規定する

第16条の3 <新設>

前条第1項後段の請求がなされた場合、及び両議院がある法案について国民投票に付すことを求めた場合には、国政選挙の選挙権を有する国民は、法律の定めに従って、法律の成立、廃止又は改正について自らの投票によって決する。

2 前項の国民投票は、ある法案の制定、廃止又は改正について賛否を決する方法により行うものとし、その方法は憲法改正の国民投票に準じるものとして法律で定める。

第1項前段は、国民の請求による国民投票。憲法改正を前提とするので、ここでの国民投票は、法的拘束力ある国民投票を想定している。そのため、法律で定める連署のバーは、相当高いものとする必要があるだろう。